



飲食店の みなさまへ



そしゅうき
**グリース阻集器(グリーストラップ)の
設置が義務付けられています。**

さいたま市下水道条例施行規則第4条第2項第8号
建築基準法関係規定(昭和50年建設省告示第1597号)

下水道に油脂分を流すと、下水管の中で油脂分が冷やされて固まり、下水管を詰らせてしまう恐れがあります。また、悪臭の原因にもなり、周辺に住む方々の迷惑となってしまいます。

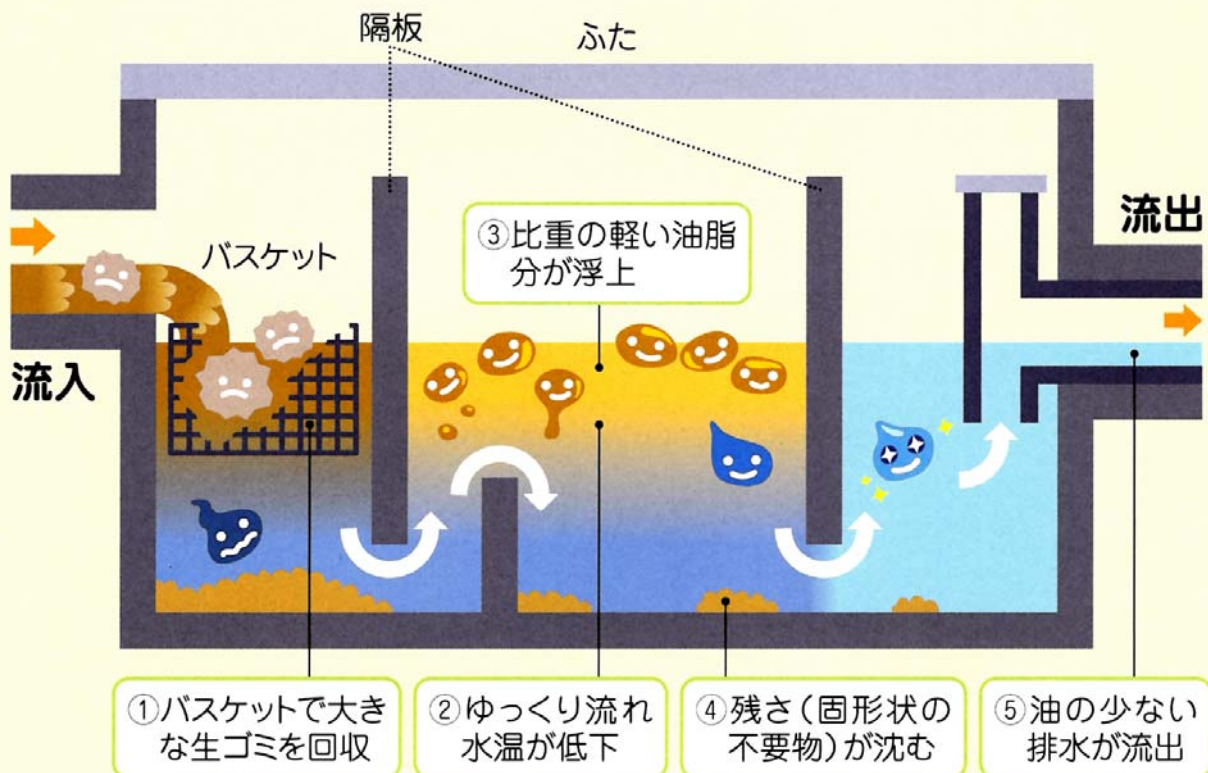
街の環境を守り、皆様が快適に暮らせるよう、グリース阻集器の設置と適正な維持管理をお願いいたします。



グリース阻集器(グリーストラップ)とは

排水中の油脂分を分離・貯留して、宅内排水管・下水道管に流さないようにする装置のことです。

グリース阻集器に流れ込んだ排水中の油脂分は、比重差によって水面に浮き、油脂分の少ない排水だけが宅内排水管に流れて行きます。



グリース阻集器設置の注意点

- 排水量に応じ、なるべく長い滞留時間を確保できるものを選びましょう。
- 設置工事は、さいたま市排水設備指定工事店へ設置工事をできるのは、さいたま市排水設備指定工事店だけです。

指定店一覧は、さいたま市下水道部ホームページ
(<http://www.city.saitama.jp/gesuido.html>)で確認できます。

グリース阻集器の維持管理

掃除を怠ると、阻集能力が低下するだけでなく、悪臭が発生したり、ゴキブリなどの害虫の発生場所になりますので、日々の掃除を必ず行ってください。



油脂分の掃除は
毎日1回以上

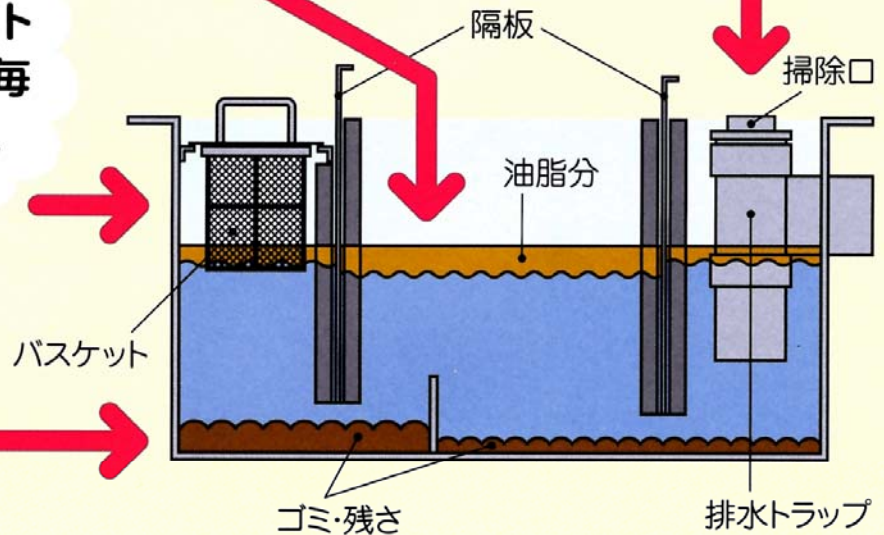


トラップ内部の
掃除は2~3ヶ月
に1回以上

注意!!
掃除口キャップは
忘れず元の位置へ



バスケット
の掃除は毎
日1回以上



ゴミ・残さの
掃除は1ヶ月
に1回以上



油脂分・ゴミ・
残さは産業廃
棄物として処
分してください

油脂分を流さない工夫を

グリース阻集器の清掃等を徹底し適正な維持管理を行っていても、厨房から出る排水に含まれる油脂分が多ければ、下水道に油脂分が流入する場合があります。

そんなときには、

油のついたフライパンや食器は、新聞やキッチンペーパーなどでふき取ってから洗ってください



油を含んだスープなどは、いったん回収して、浮いた油をとった後で流してください

多量の油を捨てる場合は、固めた後に産業廃棄物として処分してください



問合せ先

さいたま市 建設局

下水道部 下水道維持管理課 排水指導係

TEL 048-829-1559 FAX 048-829-1975